

規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中三一六の項を三二六の項とし、二八二の項から三一五の項までを十項ずつ繰り下げ、二八一の項を二九〇の項とし、同項の次に次のように加える。

二一九一	URコンフォール霞ヶ丘住宅	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目	高層耐火	四九・七八から 六四・七九まで	二五
------	---------------	-------------	------	--------------------	----

別表中二八〇の項を二八九の項とし、二六五の項から二七九の項までを九項ずつ繰り下げ、二六四の項を二七二の項とし、同項の次に次のように加える。

二七三	UR北坂戸駅前ハイツ住宅	坂戸市薬師町	高層耐火	五八・八二から 六〇・二九まで	一〇
-----	--------------	--------	------	--------------------	----

別表中二六三の項を二七一の項とし、二六二の項を二七〇の項とし、二六一の項を二六九の項とし、二六〇の項を二六六の項とし、同項の次に次のように加える。

二六七	URみさと住宅	三郷市彦成三丁目	高層耐火	四一・六二から 四二・八九まで	三〇
二六八	UR三郷早稲田パークハイツ第二住宅	三郷市早稲田四丁目	高層耐火	六二・五二	一〇

別表中二五九の項を二六五の項とし、二五八の項を二六三の項とし、同項の次に次のように加える。

二六四	URコンフォール鶴瀬住宅	富士見市鶴瀬西二丁目	高層耐火	五〇・四三	五
-----	--------------	------------	------	-------	---

別表中二五七の項を二六二の項とし、二五一の項から二五六の項までを五項ずつ繰り下げ、二五〇の項を二五四の項とし、同項の次に次のように加える。

二五五	UR久喜中央ハイツ住宅	久喜市久喜中央一丁目	高層耐火	六〇・〇四から 六二・〇三まで	三
-----	-------------	------------	------	--------------------	---

別表中二四九の項を二五三の項とし、一七六の項から二四八の項までを四項ずつ繰り下げ、一七五の項を一七八の項とし、同項の次に次のように加える。

一七九	URパークシティ鴻巣駅	鴻巣市赤見台一	中層耐火	六三・五六から 七四・八四まで	四
-----	-------------	---------	------	--------------------	---

前プラザ第三住宅	丁目	高層耐火	六七・五三	三
----------	----	------	-------	---

別表中一七四の項を一七七の項とし、一二二の項から一七三の項までを三項ずつ繰り下げ、一二一の項を一二二の項とし、同項の次に次のように加える。

一二三	UR所沢パークタウン駅前通り住宅	所沢市並木三丁目	高層耐火	五七・七六	一二
一二四	URプラザシティ新所沢 けやき通り第二住宅	所沢市緑町四丁目	高層耐火	五〇・一二から 六四・三八まで	二
			中層耐火	五一・四九	六

別表中一二〇の項を一二一の項とし、九九の項から一一九の項までを一項ずつ繰り下げ、九八の項の次に次のように加える。

九九	UR川口芝園住宅	川口市芝園町	高層耐火	四一・六〇から 六二・六一まで	一〇
----	----------	--------	------	--------------------	----

附 則

この規則は、平成二十九年三月一日から施行する。